

答申保第59号
令和2年11月9日
(諮問保第76号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について不開示とした情報のうち、別表の「審査会の判断」の欄で「開示」と記載した情報については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和元年11月26日付けで「開示請求者の長女〇〇が平成〇年〇月〇日当時入院中であった〇〇病院において同日午前〇時〇分頃死亡した状態で発見されたことにつき〇〇警察署への通報により作成された平成〇年〇月〇日付け死体発見速報報告書及び同死体発見速報報告書に添付された死体検案書、写真撮影報告書、関係者の供述調書、その他同死体発見速報報告書に添付された文書一切」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和元年12月19日付け鹿捜一第219号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年2月5日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分につき、不開示部分の開示を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 「見分日時」欄の一部について、実施機関は条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当するとの理由で不開示としているが、見分を実施した開始時刻と終了時刻が明らかになったところで、同号に定めるおそれなど生じる筈がない。

実施機関は全く具体性のない一般論を並べ立てて弁明しているだけであり、何ら真つ当な弁明になっていない。

よって、見分が実施された開始時刻と終了時刻を開示されたとしても、「捜査手法や着眼点が自ずと解される場合」などあり得る筈がなく、したがって「証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用される」余地など一切ない。

イ 「温度関係」欄の一部について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、死体見分の際には、「室内」「屋外」「水中」「発見場所」の温度を測定するという捜査の手法を採ることは実施機関自ら既に明らかにしているのであって、具体的にこれらの温度が明らかになったところで同号に定めるおそれなど生じる筈がない。

数値そのもの（実施機関のいう「具体的情報」）は死体見分時の温度の数値を表すものでしかなく、「具体的な捜査手法の側面」などある筈もない。

よって、「温度関係」欄の実際の温度の数値が開示されたとしても「捜査手法や着眼点が自ずと解される場合」などあり得る筈がなく、したがって「証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用される」余地など一切ない。

ウ 「直腸温」欄の一部について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、計測がなされた時刻と直腸温が明らかになったところで、同号に定めるおそれが生じる筈もない。

死体発見時には、複数回直腸温を計測するということが捜査の手法の一つとして採られていることは実施機関自ら開示した部分によって既に明らかになっている。そして、死体の直腸温と死亡時刻や死亡原因等との関係やその判断基準については市販されている医学文献等によって極めて容易に一般市民でも知ることができる。

したがって、直腸温が計測された時刻及び計測された温度を開示することは、捜査の手法等を明らかにすることには一切つながらず、犯罪の予防や捜査等に支障を及ぼすおそれなど全くない。

よって、「直腸温」欄の実際の温度の数値は、「具体的な捜査手法の側面をも有しているもの」などといえる筈がなく、したがって「証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用される」余地など一切ない。

エ 「発見場所」欄の一部について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としており、発見場所が〇〇病院内のどこの場所であったかを不開示と判断したことが窺える。

しかしながら、発見場所が〇〇病院内であることは既に明らかであるのであるから、〇〇病院内のどこであったかを開示することが、同号に定めるおそれにどうつながるというのか全く理解ができない。しかも、開示された発見場所を示す住宅地図によれば、「死者の発見病棟」と書き込まれ、発見された病棟に矢印が記載され、その位置関係や〇〇病院の他の病棟については記載がされていることから、発見された病棟がどの病棟であったかは容易に判別する程度に開示しているのであり、発見場所を不開示にする意味を全くなしていない。

遺体が発見された場所の情報を、どのようにすれば「証拠隠滅や、対抗、防衛措置等に利用」できるというのか全く理解できない。実施機関は、何ら具体性のないいわゆる観念論、抽象論を述べているだけのことである。

オ 「見分場所」欄の一部について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、〇〇病院内で見分が実施されたことは既に明らかであり、〇〇病院内のどこで見分を実施したかを開示することが同号に定めるおそれがあるとは到底考えられない。

当該情報によって捜査手法や着眼点がどうすれば明らかになるというのか、また、当該情報がどうやって「証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用」できるというのかも全く理解できない。

カ 「発見者（関係）」欄の一部について、実施機関は条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当するとの理由で不開示としているが、発見者を特定する情報（発見者の住所や氏名等）は同号に該当するとしても、「関係」については開示したところで、開示請求者以外の特定の個人を識別することは不可能であり、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれなどない。

キ 「発見（申告）の状況」欄の一部について、実施機関は条例第13条第2号に該当するとの理由で不開示としているが、当該情報を開示することによって、開示請求者以外の特定の個人を識別することなど不可能であり、開示請求者以外の個人の権利利益を害する余地は全くない。

また、発見時の状況については、審査請求人が〇〇病院から開示を受けた診療録にも記載があり、不開示にする実益は存在しない。

実施機関は、「発見（申告）の状況」欄に記載された文言のほとんどを不開示としたのであるから、この欄にどのような記載があるかについての審査請求人の主張が「審査請求人（独自）の見解・憶測に」よらざるを得ないことは当然である。そのようなことを理由に「認否の限りでない」などという実施機関の態度はそれこそが権限を濫用しているものといわざるを得ない。

仮に発見者の住所氏名が記載されているとすれば、その部分は同号に該当する情報であろうが、それ以外の部分は単に「遺体が発見された状況」が記載されているのであって、同号に定めるおそれのある内容である余地は一切ない。

ク 「死亡の状況」欄の一部について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、警察官が見たものをありのままに記載されているだけであり、それが開示されたからといって、同号に定めるおそれが生じることなどあり得ない。

捜査機関が死体を見分する際の一般的な着眼点が開示されることをもって、将来、一般的に、自殺を装って殺人の敢行や罪証隠滅を容易にし、将来の捜査等に一般的な支障が生ずるおそれがある旨をいうにすぎない。また、死体見分調書の記載項目が死体を検視した場合に作成される検視調書のそれと同様であるとしても、そもそも、検視調書自体は、刑事事件になれば証拠として提出することを予定しているものであるし、着眼点も刑事裁判において主張立証の対象とされるものであって、そうした捜査

上の一般的な着眼点自体を開示することにより、将来の捜査等に具体的な支障が生ずるおそれがあるものとはいえない。また、対象文書に一般的な着眼点以外の捜査機関のみが保有する特別な着眼点が記載されているとの事情も認められない。

ケ 「死者の既往症」欄について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、審査請求人は、〇〇病院の診療録については既に開示を受けており、当該情報は明らかとなっている。

一般的にいつても、死者の遺族が、死者がかかっていた医療機関の診療録等を入手することは容易であり、したがって死者の既往症を知ることも容易にできるのであるから、対象情報を不開示にすることによって犯罪の予防や捜査に支障を及ぼすことを防ぐということには全くなならない。

死者の既往症を開示することが、捜査や犯罪の予防に支障を及ぼす具体的な理由を実施機関は全く明らかにしていないのであるから、非開示には理由がない。

尚、審査請求人は、〇〇病院から開示された記録や受けた説明内容等によって、死亡に至るような疾病はなかったと認識しているが、実施機関が本欄を開示しない態度からして、審査請求人や家族が知らされていない別の疾病が記載されているのではないかと疑わざるを得ない。

仮に別の疾病が記載されているとすれば、〇〇病院の説明内容や審査請求人に開示した記録は虚偽・偽造であるということになる。実施機関が本欄を不開示にすることによって、無用な争いを招いているだけである。

コ 「死亡当時の健康状態」欄について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、審査請求人は、〇〇病院の診療録については既に開示を受けており、その診療録には当該情報が記載されている。

一般的にいつても、死者の遺族が、死者がかかっていた医療機関の診療録等を入手することは容易であり、したがって死者の死亡当時の健康状態を知ることも容易にできるのであるから、対象情報を不開示にすることによって犯罪の予防や捜査に支障を及ぼすことを防ぐということには全くなならない。

死亡当時の健康状態を開示することが、捜査や犯罪の予防に支障を及ぼす具体的な理由を実施機関は全く明らかにしていないのであるから、非開示には理由がない。

尚、審査請求人は、〇〇病院から開示された記録や受けた説明内容等によって、死者の死亡当時の健康状態は特に問題はなかった旨聞かされており、死亡に至るような状態ではなかったと認識しているが、実施機関が本欄を開示しない態度からして、審査請求人や家族が知らされていない死者の健康状態に何か問題があった旨記載されているのではないかと疑わざるを得ない。

仮に死者の健康状態に問題があった旨記載されているとすれば、〇〇病院の説明内容や審査請求人に開示した記録は虚偽・偽造であるということになる。実施機関が本欄を不開示にすることによって、無用な争いを招いているだけである。

サ 「身元確認方法」欄の一部について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、身元確認で何を確認したかが記載されているのみであって、それが犯罪の予防や捜査の支障に及ぼすものではなく、どのようなおそれがあるというのか全く具体性がなく、裁量権の濫用であり逸脱である。

死者の身元確認方法が「証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用される」余地などある筈がない。しかも、警察官が身元確認をした時には、警察官は〇〇病院の職員らに質問をし、資料の提示を求めた筈であり、その時点でもはや警察官以外の者に対して身元確認方法を明らかにしているといえる。

シ 「生命保険」欄について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、生命保険の内容については、〇〇病院の関係者が知る筈がなく、死者の両親である審査請求人自身及びその夫しか知り得ない情報であって、同人らが述べたからこそ生命保険の内容が記載されているのである。

しかも、警察が生命保険の内容を聴取するという捜査の手法をとることは自ら明らかにしている。したがって、当該情報を不開示にすることによって、犯罪の予防や捜査の支障を及ぼすことを防ぐことなどできようもない。

〇〇警察署員が聴取した対象が審査請求人本人でなかったとすれば審査請求人の夫又は父母（死者の祖父母）しか考えられず、それを理由に、これを開示することによって、「証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれ」があるというのは甚だ筋違いである。これまた抽象論、観念論である。

また、生命保険契約の具体的な内容そのものが明らかにされたところで、「捜査手法や着眼点」は既に明らかになったのであるから、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれが生じることはない。

生命保険の契約内容そのもののどこに「個別具体的な捜査手法の側面がある」というのか甚だ抽象的な主張でしかなく、意味不明である。

ス 「外部所見」欄の一部（3枚）について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、死体の外部所見について着目する点などについては、市販の医学文献等によって容易に知ることができるものであり、この欄には同様の内容が記載されているものと思われ、開示したからといって犯罪の予防や捜査に支障を及ぼす具体的なおそれなど一切なく、不開示にする実益は全くない。

捜査機関が死体を見分する際の一般的な着眼点が開示されることをもって、将来、一般的に、自殺を装った殺人の敢行や罪証隠滅を容易にし、将来の捜査等に一般的な支障が生ずるおそれがある旨をいうにすぎない。また、死体見分調書の記載項目が死体を検視した場合に作成される検視調書のそれと同様であるとしても、そもそも、検視調書自体は、刑事事件になれば証拠として提出することを予定しているものであるし、着眼点も刑事裁判において主張立証の対象とされるものである。そうした捜査上の一般的な着眼点自体を開示することにより、将来の捜査等に具体的な支障が生ずる

おそれがあるものとは到底いえない。また、対象文書に一般的な着眼点以外の捜査機関のみが保有する特別な着眼点が記載されているとの事情も認められない。

セ 「判断及びその理由」欄の一部（3枚）について、実施機関は条例第13条第2号及び第5号に該当するとの理由で不開示としているが、関係者からの聴取結果については、あくまでも医師らの所見であって、捜査機関としての捜査の手法が明らかになるものではない。

そして、死因を究明するために行われる検査やその検査結果から何が読み取れるかということについても、市販の医学文献等で容易に知ることができるのであって、捜査の手法等が明らかになるものではない。

しかも、トロポリン検査結果の写真が開示されているが、明らかに陰性を示しているにもかかわらず、「トロップT検査は陽性であった」と記載されており、当時、審査請求人もトロップT検査は陽性であったと説明を受けた。したがって、〇〇病院の関係者が、警察にも、審査請求人にも虚偽の説明をしたことが明らかになった。審査請求人が、〇〇病院から正確な説明をされていないということは、審査請求人の〇〇病院に対する損害賠償請求権に関わる問題であるから、本欄が開示されることが必要不可欠である。

実施機関のいう「他の情報と相まって特定の個人が特定される可能性が決してない」とは言い切れず」という点は、実施機関の主張では具体的に蓋然性があるとは考えられない。さらに、関係者の権利・利益を害する可能性があるというのであれば、具体的にその関係者のどのような権利利益を害するおそれがあり、なぜ審査請求人がこの情報を知る利益よりもその関係者の権利利益を保護しなければならないのかを明らかにすべきであるが、実施機関はその点について全く明らかにしていない。

条例に基づく個人情報開示において、関係者の承諾の有無など問題にはならず、そのようなことを論じること自体が筋違いである。

尚、対象情報のうちどの部分が第2号に該当し、どの部分が第5号に該当するのだろうか、実施機関は明らかにすべきである。

ソ 「立会医師」欄の一部について、実施機関は条例第13条第2号に該当するとの理由で不開示としているが、住居について「〇〇病院」と記載されているのであるから、その住所は明らかである。また、審査請求人が〇〇病院から開示を受けた診療録によれば、見分に立ち会った医師は〇〇医師であったことが窺え、審査請求人の〇〇病院に対する「見分に立ち会った医師が誰であったか」との質問に対し、〇〇病院からは、〇〇医師であったとの回答を受けた。

したがって対象情報は、条例第13条第2号ア（法令などの規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）に該当するものであり、不開示情報から除外されている。

尚、本欄が開示されることによって個人が特定されたからといって個人として保護される利益が何であるのかも不明である。

タ 「医師所見」欄について、実施機関は条例第13条第2号に該当するとの理由で不開示としているが、医師の所見内容で開示請求者以外の特定の個人を識別できる筈などなく、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害する余地は全くない。

実施機関は「他の情報と相まって特定の個人が特定される可能性」がどの程度具体的な蓋然性をもってそう考えられるというのか全く明らかにしていない。そして、開示することによって侵害される開示請求者以外の個人の権利利益が何であるのか、何故その権利利益が審査請求人の知る利益よりも保護されなければならないのか、実施機関は全く明らかにしないまま単なる一般論として述べているだけである。

チ 事情聴取結果を記載したものの一部（4枚）について、実施機関は条例第13条第2号に該当するとの理由で不開示としているが、被聴取者の住所や氏名、生年月日、職業等が不開示とされることは首肯できるが、聴取結果すなわち死者が死体として発見されるに至った状況や死者の生前の様子や病状等について記載されていると思われるところ、これらの情報によって開示請求者以外の特定の個人を識別することなど到底できず、また、開示請求者以外の個人の権利利益を害する余地は全くない。

実施機関は対象情報を開示することによって、「他の情報とも相まって、その内容から特定の個人が特定されるおそれがどの程度あるのか、また、開示することによって侵害される開示請求者以外の特定の個人の権利利益が何であるのか、何故審査請求人が知る利益よりもその個人の権利利益を保護しなければならないのか全く明らかにしないまま単なる一般論として述べているだけである。

ツ 補充用紙（人体見取図）4枚について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としているが、人体見取図には、死者が発見された際の身体的な外部所見が記載されていると思われるところ、死者の死亡確認がなされた直後、審査請求人や他の家族も死者の死体を実際に見たのである。また、〇〇病院から開示された診療録にも、その外部所見については記載されており、既に明らかになっている。死因の究明のためにどういった所見に注目すべきかということについては、市販の医学書などによって一般市民でも容易に知ることができるものであって、この人体見取図を開示したからといって別段捜査や犯罪の予防等に影響する筈もない。

実施機関は、対象情報が具体的にどのようにして証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがあるというのか全く明らかにしておらず、観念的、抽象的なおそれがあると述べているにすぎない。

テ その他用紙13枚の一部について、実施機関は条例第13条第5号に該当するとの理由で不開示としている。

(ア) 住宅地図については、開示された住宅地図に「死者の発見病棟」と書き込まれ、発見された病棟に矢印が記載され、発見された病棟に矢印が記載され、〇〇病院の他の病棟については記載されていることやその位置関係からして、発見された病棟

がどの病棟であったかは容易に判別する程度に開示しているのであり、発見場所を不開示にする意味を全くなしてはいない。

(イ) 記載内容の不明なもの3枚については、何が記載されているのかすら全く不明であり、裁量権の逸脱としかいいようがなく、個人情報開示の制度趣旨を滅却するものといわざるを得ない。

(ウ) 写真が撮影されていると思われるもの9枚については、発見場所や死者の身体的外部所見等について撮影された写真が掲載されているものと思われる。

審査請求人や他の家族が既に死体を視認したものを、不開示にしたところで捜査や犯罪の予防等に影響がある筈がない。死者の死因究明のために注意すべき外部所見等については、市販の医学書によって一般市民でも容易に知ることができるのであって、写真が開示されたところで、捜査や犯罪の予防等に影響がある筈がない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

審査請求人の長女が当時入院中であった〇〇内所在の病院において、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃死亡した状態で発見された件について、同日、〇〇警察署員が実施した死体見分に関して作成された死体発見速報報告書中にある審査請求人に関する情報

(2) 不開示決定の理由

ア 「見分日時」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

検視における調査事項等は、見分日時を含め多岐にわたっており、それら調査事項等を総合的に見た場合、捜査手法や着眼点が自ずと解される場合があり、それらが明らかになることにより、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある。

イ 「温度関係」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

当該温度についても、他の調査事項等を含めて総合的に見た場合、捜査手法や着眼点が自ずと解される場合があることや、対象情報（温度）については、一般的な捜査の着眼点として明らかとなっているとはいえ、同時に、具体的情報であるがゆえに、個別事案において取り上げられるべき具体的な捜査手法の側面をも有しているものと認められ、それらが総合的に明らかになることにより、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある。

ウ 「直腸温」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、

捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

対象情報については、具体的な数値であり、個別事案において取り上げられるべき具体的な捜査手法の側面をも有しているものと認められ、それが明らかになることにより、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある。

エ 「発見場所」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

変死体の発見場所などの単なる一情報であったとしても、他の検視調査結果と相まって総合的に見た場合、重要な調査結果と位置づけられる場合もあり、さらには、本件においては、事件性なしとの判断を行っているものの、一旦は犯罪によるものではないと判断されても、後に新たに判明した事情により犯罪に関わるとの疑いが生じることもあるのであって、現に自殺や事故を装った犯罪が多く存在することから、そのような可能性を全く否定することはできない。

本件が犯罪に起因するものであった場合には、開示された情報をもとにして、証拠隠滅等の隠蔽工作や、対応措置、防衛措置を講じるおそれがある。

仮に本件では犯罪との関わりが疑われる事態が生じないとしても、本件のような事案において犯罪に起因するものかどうかを検討し判断する際の着眼点や検討及び判断の過程等が具体的に明らかとなり、その結果、犯罪行為を行い又は行おうとする者による隠蔽工作や、対応措置、防衛措置に利用されるおそれがある。

オ 「見分場所」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

検視における調査事項等を総合的に見た場合、捜査手法や着眼点が自ずと解される場合があり、それらが明らかになることにより、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある。

カ 「発見者（関係）」欄の一部について、条例第13条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

対象情報が開示されることにより、特定の個人が特定されるおそれがある。

また、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれも認められる。

キ 「発見（申告）の状況」欄の一部について、条例第13条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、条例第13条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

審査請求人は、「対象情報には、開示請求者以外の特定の個人を識別できる氏名や

住所、生年月日などが記載されているはずもなく、(中略)開示請求者以外の個人の権利利益を害する余地は全くない」と主張するが、審査請求人独自の見解・憶測に基づくものであり、認否の限りでない。

ク 「死亡の状況」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

検視における調査事項等を総合的に見た場合、捜査手法や着眼点が自ずと解される場合があり、それらが明らかになることにより、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある。

ケ 「死者の既往症」欄について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

審査請求人は、「既に〇〇病院の診療録については開示を受けており、死者の既往症は明らかになっている」旨を主張するが、それらについては実施機関において知り得るものではなく、審査請求人側の一方的な事情をもとになされたものであり、認否の限りでない。

コ 「死亡当時の健康状態」欄について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

審査請求人は、「既に〇〇病院の診療録については開示を受けており、死者の死亡当時の健康状態は明らかになっている」旨を主張するが、それらについては実施機関において知り得るものではなく、審査請求人側の一方的な事情をもとになされたものであり、認否の限りでない。

サ 「身元確認方法」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

検視の多岐にわたる調査事項の一部であり、対象情報が開示され、身元確認に関する捜査の着眼点が明らかになることによって、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある。

シ 「生命保険」欄について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

実施機関において、〇〇警察署員が、審査請求人本人から生命保険の内容を確認したと判断できないことや、「生命保険」欄については、多岐にわたる検視の調査事項

の一事項であり、対象情報が開示されることにより、他の調査事項と総合的に検視結果を見た場合、捜査手法や着眼点が自ずと解される場合があり、それらが明らかになることにより、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある。

また、生命保険内容を聴取するという一般的な捜査の着眼点は明らかになっているとはいえ、対象情報については、個別事案における具体的な情報であり、個別具体的な捜査手法の側面も有していることから、審査請求人のいう「単なる生命保険の内容」と軽々に片付けてよい性質のものでは決してない。

ス 「外部所見」欄の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

検視における調査事項は多岐にわたっており、外部所見はその代表的調査事項であり、その対象情報には、当然に死亡の事件性を判断するために必要とされる内容が含まれると解するのが自然であり、外部所見や身体的特徴の単なる観察情報であったとしても、その情報は個別事案の具体的情報であることや他の検視調査事項の具体的情報をもあわせて総合的に見れば、審査請求人のいう容易に知りうる情報とはいえず、これら対象情報を明らかにすれば、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがないとは決して言い切れない。

セ 「判断及びその理由」欄の一部（3枚）について、条例第13条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、同号ただし書のいづれにも該当しない。

また、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

審査請求人の各主張に対し、以下4点につき弁明する。

- (ア) 対象情報が開示されることにより、他の情報と相まって特定の個人が特定される可能性が決してないとは言い切れず、さらに、関係者の承諾もなしにこれらの情報を開示することは、同人等の権利・利益を害する可能性が決して否定できない。
- (イ) 検視に関する調査事項は多岐にわたり、死因究明の検査やその検査結果の評価について医学文献等である程度示されているとはいえ、対象情報は個別事案の具体的情報であることや、その他の検視調査事項の具体的情報をもあわせて総合的に見れば、審査請求人のいう容易に知りうる情報とは決していえず、これらを明らかにすれば、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがないとは決して言い切れない。
- (ウ) 審査請求人は、「トロポリン検査結果は、明らかに陰性を示しているにもかかわらず、「トロップT検査は陽性であった」と記載されており（中略）審査請求人は、〇〇病院から正確な説明をされていないということ」と主張しているが、トロポリン検査結果は陽性であり、開示した文書において、判別しづらい点は理解できるが、

「明らかに陰性を示している」との審査請求人の主張は極めて一方的な申立と言わざるを得ない。

さらに「〇〇病院の関係者が警察にも審査請求人にも虚偽の説明をしていることが明らかになった」との記述は、実施機関においてはどのような意味であるのか理解に苦しむところである。

(㊦) 審査請求人は、「〇〇病院に対し、見分時に〇〇病院の関係者が警察に対してした説明内容を明らかにするよう求めたところ、「見分をしたのは警察だから自分たちには分からない。警察に訊いてくれ。」という態度であり、他方で、警察は本件のように死因の究明に関する部分について〇〇病院の関係者の供述内容をほぼ全て不開示とした。(中略)このような不正義が許されてはならない。」旨主張しているが、対象情報は条例第13条第2号の規定に従い不開示としたものである。

なお、審査請求人は、一部不開示とした対象情報に関し、「この3枚のうちどの部分が第2号に該当し、どの部分が第5号に該当するということか、全く不明であり、(中略)御庁は本審査請求に対する判断においてその点を明らかにすべきである」旨主張している。対象情報については、一部開示とした開示情報をもって個別詳細に説明することは困難であるが、その判断について概略を述べると、

- ① 関係者氏名等及び同人からの聴取結果については同条第2号
- ② 前記関係者に対する聴取項目については同条第5号
- ③ 検視調査項目については同条第5号
- ④ 各検査結果については同条第2号及び第5号
- ⑤ 医師所見等については同条第2号及び第5号

となる。

ソ 「立会医師」欄の一部について、条例第13条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

審査請求人が同号アの除外規定に当てはまると主張するのは、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」という部分と推察される。

審査請求人は、その主張の根拠として、「〇〇病院から開示を受けた診療録による推測」と「審査請求人が自ら行った〇〇病院に対する質問とその結果」という2点を挙げているが、実施機関において事実上の慣習として開示請求者が知ることができること又は知ることが予定されていると認めるべき情報等に接していないこと、審査請求人の主張は同人側の一方的な事情を根拠になされていることなどから、審査請求人の主張を受け入れることはできない。

タ 「医師所見」欄について、条例第13条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、条例第13条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

対象情報が開示されることにより、他の情報と相まって個人が特定される可能性が

決してないと言い切れない。あるいは、関係者の承諾もなしにこれらの情報を開示することは、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは決して言い切れない。

よって、いずれかの可能性が考えられる以上、開示請求者以外の個人の権利利益を害する余地は全くないとは言い切れるものではない。

チ 事情聴取を記載したものの一部（4枚）について、条例第13条第2号に該当し、開示請求者以外の個人に関する情報は、原則として不開示であり、条例第13条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

聴取結果については、審査請求人以外の個人の言動に関する記述により構成されており、これらの対象情報を開示すれば、他の情報とも相まって、その内容から特定の個人が特定され、あるいは、開示請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれが全くないとは決して言い切れない。

審査請求人は、権利利益を害する余地が全くないと主張するが、その主張の根拠を独自の見解、憶測に求めており、そのような憶測等をもとにした主張により条例該当性の有無を論じること自体、容認できるものではない。

ツ 補充用紙（人体見取図）4枚について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

検視に関する調査事項は多岐にわたり、人体図についても、死因究明のための注目すべき外部所見等が市販の医学文献等である程度示されているとはいえ、対象情報は、外部所見を客観的に図示し、同単一の情報であれば、それ自体差したる支障は生じないかもしれないが、同対象情報が、個別事案の具体的情報であることやその他の検視調査事項の具体的情報をもあわせて総合的に見れば、審査請求人が容易に知りうる情報とは決していえず、これらを明らかにすれば、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがないとは決して言い切れない。

よって、審査請求人の主張する「審査請求人や他の家族も死者の死体を実際に見たこと」、「〇〇病院から開示された診療録にも、その外部所見については記載があり、既に明らかになっていること」という事実があると仮に認められても、開示とすべき特段の理由とはなり得ないと判断する。

テ その他用紙13枚の一部について、条例第13条第5号に該当し、開示することにより、捜査手法や捜査の着眼点が明らかになるなどの、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(㍑) 住宅地図について、審査請求人の主張は、あくまで審査請求人の見解であり、他の不開示情報とも合わせて、条例の基準に従って総合的に検討した結果、不開示としたものであり、決して意味がない処分ではない。

(㍒) 記載内容の不明なもの3枚について、同情報を一言一句仔細に検討した結果、同

号に該当する部分を不開示としたものであり、これ以上開示すれば、関係者による証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがあり、これらが犯罪の予防、鎮圧、捜査等の支障となるものと認めたからであることから、決して、実施機関における裁量権の逸脱などではない。

- (ウ) 写真が掲載されていると思われるもの9枚について、審査請求人の主張は、審査請求人側の独自の見解に基づくもので説得性を欠くこと、加えて、検視に関する調査事項は多岐にわたり、対象情報を開示することにより、同対象情報が個別事案の具体的情報であることや、その他の検視調査事項の具体的情報ともあわせて総合的に見れば、審査請求人のいう市販の医学書でも容易に知りうる情報とは決していえず、これらを明らかにすれば、証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがないとは決して言い切れない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年3月6日	諮問を受けた。
4月9日	諮問実施機関から弁明書の写しの写しを受理した。
4月17日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。
4月23日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
5月20日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
6月4日	審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理した。
6月23日	査請求人の口頭意見陳述を行った。
7月30日	諮問の審議を行った。
8月28日	諮問の審議を行った。
9月16日	諮問の審議を行った。
10月27日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関が行った別表の本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおり「審査請求人の長女が当時入院中であった〇〇内所在の病院において、平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃死亡した状態で発見された件について、同日、〇〇警察署員が実施した死体見分に関して作成された死体発見速報報告書中にある審査請求人に関する情報」である。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報が条例第13条第2号及び第5号に該当するとして不開示としたとしている。

審査請求人は、上記2(2)のとおり、本件処分の不開示部分を開示することを求めていることから、実施機関が行った不開示決定処分の妥当性について検討する。

イ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

㌸ 条例第13条第2号

条例第13条第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 条例第13条第2号該当性

次の①から⑥までの対象情報について、審査会において確認したところ、①、③及び⑥の情報の一部並びに②及び⑤の情報の全てについては、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、特別に考慮すべき事項も見受けられない。

- ① 「発見者（関係）」欄の一部
- ② 「発見（申告）の状況」欄の一部
- ③ 「判断及びその理由」欄の一部（3枚）
- ④ 「立会医師」欄の一部
- ⑤ 「医師所見」欄
- ⑥ 事情聴取結果を記載したものの一部（4枚）

また、実施機関は、「判断及びその理由」欄等について、他の情報と相まって特定の個人が識別される可能性が決してないとは言いきれない旨を主張しているが、「他の情報」が何であるか示しておらず、具体的な想定を行うことが困難である。

なお、「判断及びその理由」の8頁本文の8行目から23行目までについては、審査請求人が当然知りうる情報であると考えられることから、条例第13条第2号ただし書ア（法令などの規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報）に該当すると認められる。

ウ 条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）該当性について

ケ) 条例第13条第5号

条例第13条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報と規定している。

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、この号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、いわゆる相当の理由の有無について審理・判断するのが適当であり、このような規定となっているものである。

イ) 条例第13条第5号該当性

次の①から⑭までの対象情報について、審査会において確認したところ、⑪、⑫及び⑭の情報の一部並びに①から⑩までの情報の全てについては、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、捜査、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

なお、判断に際し、検討した主な事項は a から g のとおりである。

- ① 「見分日時」欄の一部
- ② 「温度関係」欄の一部
- ③ 「直腸温」欄の一部
- ④ 「発見場所」欄の一部
- ⑤ 「見分場所」欄の一部
- ⑥ 「死亡の状況」欄の一部
- ⑦ 「死者の既往症」欄
- ⑧ 「死亡当時の健康状態」欄
- ⑨ 「身元確認方法」欄の一部
- ⑩ 「生命保険」欄
- ⑪ 「外部所見」欄の一部（3枚）
- ⑫ 「判断及びその理由」欄の一部（3枚）
- ⑬ 補充用紙（人体見取図）4枚
- ⑭ その他用紙13枚の一部

- a 本件事案は発生してから約〇年が経過している。現時点において、本件事案については犯罪行為に起因する、あるいは新たに判明した事情により犯罪に関わる

との疑いが生じていると認めるべき状況は見当たらず、これらを考慮すると、犯罪行為を行った者の証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがあるとする蓋然性は、相当程度低いものと考えざるをえない。

b 実施機関は、本件事案が犯罪との関わりが疑われない場合であっても、これらの情報を開示することによって、見分において犯罪に起因するものか否か検討し判断する際の着眼点や、検討及び判断の過程等が明らかになり、その結果、犯罪行為を企図する者の証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがある旨を主張しているが、「見分日時」欄等、実際の状況や数値等は個々の事案によって異なることから、仮にこれらの情報が明らかになったとしても、新たな犯罪の証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがあるという想定は困難であり、実施機関の判断には相当の理由があるとは認められない。

c 審査請求人は、対象情報の一部について、すでに〇〇病院から診療録を開示されているため、当該診療録で知りうる情報については、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報（条例第13条第2号ア）に該当することから不開示の除外となる旨を主張している。

しかしながら、審査請求人が診療録を開示されているか否かは、保有個人情報の開示決定手続の中で実施機関が把握することとして求められておらず、加えて、対象保有個人情報の一部又は全部が診療録を基に作成されたことを示すものはない。

そのため、審査請求人が〇〇病院から診療録を開示されることにより知りうる情報については、本件処分で考慮すべき事項とはいえ、実施機関の判断に直接影響を与えるものではない。

d 審査請求人は、対象情報の一部について、死因究明の判断基準等は、市販の医学文献等によって極めて容易に一般市民でも知ることができるため、具体的な捜査手法が明らかになるものではないことから不開示とする理由がないと主張しているが、市販の医学文献等は、医師等を主な対象とした専門書であり、犯罪捜査に係る着眼点や、捜査手法を一般に公にすることを目的としたものとは認められないことから、市販の医学書に死者の死因究明のために注意すべき外部所見等が記載されているとしても、死体の外部所見等について着目する点等について容易に知ることができるものとはいえない。

e 審査請求人は、対象情報の一部について、審査請求人が死体を実際に見たことを理由に開示を主張しているが、実施機関の判断に直接影響を与えるものではない。

f 「外部所見」欄については、死体の客観的な状況を記載するものであっても、

見分において犯罪に起因するものか否か検討し判断する際の着眼点や、検討及び判断の過程等が記載されていると考えられ、この情報を開示することにより、犯罪に起因するものか否か検討し判断する際の着眼点や、検討及び判断の過程等が明らかになり、その結果、犯罪行為を企図する者の証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがあるという実施機関の主張には、相当性があると認められる。

ただし、各項目名については、様式中の項目であるため、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

g 「判断及びその理由」欄については、死者の客観的な情報の記載であっても、犯罪捜査等に係る着眼点に基づき、関係者から聴取した情報、死体の客観的な情報を比較する等して検討した結果、事件性の有無を判断した根拠として記載されているものであり、この情報を開示することにより、犯罪に起因するものか否か検討し判断する際の着眼点や、検討及び判断の過程等が明らかになり、その結果、犯罪行為を企図する者の証拠隠滅工作や対抗・防衛措置に利用されるおそれがあるという実施機関の主張には、相当性があると認められる。

ただし、聴取の相手方の属性等、別表において一部開示とした部分については、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、捜査、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

エ その他の意見について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付帯意見

対象公文書中、1頁「発見者（関係）」の前科について、条例第40条第4項により、開示請求の対象外であることから、実施機関は、当該部分を不開示ではなく、却下とすべきであった。

別表（頁については、対象保有個人情報記録されている公文書の右下に付されている数字による。）

対象保有個人情報		審査会の判断	
実施機関が不開示とした情報	不開示とした理由		
死 体 発 見 速 報 報 告 書	「見分日時」欄の一部	鹿児島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当	開示
	「温度関係」欄の一部		開示
	「直腸温」欄の一部		開示
	「発見場所」欄の一部		開示
	「見分場所」欄の一部		開示
	「発見者（関係）」欄の一部	条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当	一部開示 ・ 「発見者（関係）」欄のうち、「（関係）」に記載された情報について、開示すべき。 ・ 「発見者（関係）」の前科については、開示請求の対象外であることから、当該部分を不開示ではなく、却下とすべきであった。
	「発見（申告）の状況」欄の一部		開示
	「死亡の状況」欄の一部	条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当	開示
	「死者の既往症」欄		開示
	「死亡当時の健康状態」欄		開示
	「身元確認方法」欄の一部		開示
	「生命保険」欄		開示
	「外部所見」欄の一部（3枚）		条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当

対象保有個人情報		審査会の判断	
実施機関が不開示とした情報	不開示とした理由		
死 体 発 見 速 報 報 告 書	「判断及びその理由」欄の一部（3枚）	<p>条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当</p> <p>条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当</p>	<p>一部開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記について、開示すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6頁本文6行目1文字目から9文字目まで、8行目6文字目から10文字目まで、18文字目から20文字目まで及び38行目2文字目から5文字目まで ② 7頁本文1行目2文字目から14文字目 ③ 8頁本文8行目から23行目まで及び41行目から42行目まで ④ 各項目名
	「立会医師」欄の一部	<p>条例第13条第2号（第三者に関する情報）に該当</p>	不開示
	「医師所見」欄		開示
	事情聴取結果を記載したものの一部（4枚）		<p>一部開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 下記について、開示すべき。 <ul style="list-style-type: none"> ① 10頁1行目1文字目から6文字目まで、4行目及び7行目から31行目まで ② 11頁5行目から7行目まで及び12行目から17行目まで ③ 12頁3行目、6行目及び10行目から40行目まで（ただし、26行目5文字目から6文字目まで及び27行目11文字目から12文字目までを除く。） ④ 13頁の全て（ただし、12行目27文字目から28文字目までを除く。）
	補充用紙（人体見取図）4枚	<p>条例第13条第5号（公共の安全等に関する情報）に該当</p>	不開示
	その他用紙13枚の一部		<p>一部開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 「200609〇〇全域版 [〇〇]」と書かれた文書及び24頁の題名については、開示すべき。